

KOBE ワカモノ起業コミュニティ（若年層向け起業家創出促進事業） 運營業務委託にかかる公募要領

1. 業務の名称

KOBE ワカモノ起業コミュニティ（若年層向け起業家創出促進事業）運營業務

2. 業務の目的

神戸市は、神戸経済の持続的成長を促すため、「若者が起業しやすいまち」「起業家が身近なまち」を目指し、起業家（スタートアップ）のエコシステム構築に向けた取り組みを進めている。

本事業は、その一環として、高校生・大学生・若手社会人などの起業に関心がある若年層を対象にコミュニティを形成し、既存の起業支援機関及び市内のスタートアップ等の様々なステークホルダーと連携することで、多様なニーズに合った支援を提供し、まち全体で若年層の起業や成長をサポートする仕組みを構築することを目的とする。

3. 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

4. 業務内容

別紙、業務委託仕様書による

5. 委託予定額(上限)

6,000,000円（税込み）

6. 応募資格

単体もしくは複数の事業者等により構成される共同体を代表する者。

(1) 単体の場合

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 神戸市内に当該委託業務に関する業務目標の達成、計画の遂行及び業務の継続的な実施に必要な活動拠点を有していること。
- ② 企業、民間団体等、本業務に関する委託契約を神戸市との間で直接契約等できる団体であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑥ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑦ 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- ⑧ データ処理その他情報処理を行うときには、この契約の履行に関し、「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いずれも神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。

(2) 複数の事業者等により構成される共同体を代表する者の場合

構成員すべてが、上記①～⑧に掲げる要件をすべて満たしていること。

7. 業務履行にあたっての留意事項

本業務の履行にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 常に本市担当職員との連携を密にして業務にあたるものとする。
- (2) 業務の進捗状況については、本市担当職員の指示により適宜報告するものとする。
- (3) 業務委託仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と十分に協議するものとする。

8. 選定スケジュール

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年2月15日(木) |
| (2) 参加申請関係書類・質問提出期限 | 令和6年3月1日(木) 午後5時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年3月5日(火)(予定) |
| (4) 企画提案書・見積書の提出期限 | 令和6年3月21日(木) 午後5時まで |
| (5) 選考審査会 | 令和6年3月27日(水)(予定) |
| ※詳細は参加申請者に別途通知 | |
| (6) 選定結果通知 | 令和6年3月末(予定) |
| (7) 契約締結 | 令和6年4月1日(月)(予定) |

9. 応募手続きに関する事項

(1) 参加申請関係書類の提出

- ① 受付期間 令和6年2月15日(木) から令和6年3月1日(木) 午後5時まで
- ② 提出方法 本要領10に記載のEメールアドレスにデータで提出すること。
- ③ 提出書類 提案申請書(様式1)

(2) 質問の受付

- ① 受付期間 令和6年2月15日(木) から令和6年3月1日(木) 午後5時まで
- ② 質問方法 質問事項を本要領10に記載のEメールアドレスに送付すること。なお、電話等による質問は受け付けない。
- ③ 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。なお、質問者の氏名は公表しない。
- ④ その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

10. 提出書類に関する事項

- (1) 受付期間 令和6年2月15日(木) から令和6年3月21日(木) 午後5時まで
- (2) 提出方法 本要領10に記載のEメールアドレスにデータで提出すること。
- (3) 企画提案書(様式の定めはないが、下記の事項については必ず記載すること。なお、下記以外の事項についての提案については場合によっては審査上の加点事項とする。)
 - ・提案書には企業名または企業が特定できるロゴ等を記載しないこと。
 - ・また、提案書の分量はA4版20ページ以内(表紙・目次を除く/A3は2ページ分換算)とする。

I 事業実施提案

- ① 本事業実施にあたっての全体コンセプト
- ② 全体スケジュール案
- ③ 事業実施内容
下記①~⑩の実施内容について記載すること

- ① コミュニティマネージャーの配置
※配置予定の人員全員分の実績、略歴や能力、また本事業における具体的な機能をそれぞれ明記すること。
- ② 起業支援機関との連携・既存の起業家支援プログラムの把握・情報発信
- ③ コミュニティメンバーの把握、支援対象者へのアンケート聴取およびそれに基づく事業の改善
- ④ オンラインコミュニティの管理・運営
- ⑤ 起業に関するオフライン相談窓口及びメンターの設置
※配置するメンターの候補となる者のリストを明記すること。
- ⑥ インターンを促進する仕組みの構築
※連携可能な市内スタートアップ企業の候補を明記すること。
- ⑦ 起業関心層、起業家、支援者を集めたイベントの実施
- ⑧ 起業に関心のある新入生を対象としたイベントの実施
- ⑨ 他コミュニティと連携した先輩起業家との交流会の開催
- ⑩ 起業支援組織向けの交流会の開催
- ⑪ 業務継続性の担保

II 業務を遂行するための体制

III 同種業務の実績

- (4) 企業、団体等の概要がわかる資料（設立趣旨、事業内容）を添付すること。
- (5) 見積額調書（様式2）及びその明細書（様式自由）
- (6) 共同企業体結成届出書（様式3）

※ (5) の共同企業体結成届出書は共同企業体での参加を希望する場合のみ提出すること。

1.1. 事業者の選定方法

- (1) 提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション審査を原則対面により、令和6年3月27日（水）（予定）に三宮ビル東館内で実施する予定である。詳細は参加申請者に別途通知する。
- (2) 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。
- (3) 事業者選定にあたっては、提案事業者名を伏せた上で、提案内容について神戸市職員および外部有識者により評価を行い選定する。評点について、各選定委員の採点による点数が高い順に順位点を1位は1点、2位は2点というように付け、順位点の合計が最も少ない提案者を業務委託予定者に決定する。なお、同点の提案者が複数いる場合には「②. 業務の手法・内容・体制が優れていること」の項目における各選定委員の採点の合計点が高い提案者を上位とする。
- (4) 評価の視点は以下のとおり（参照：別紙採点表）。
 - ① 事業の趣旨を十分に理解できていること【10%】
 - ② 業務の手法・内容・体制が優れていること【60%】
 - ③ 委託業務管理上、本市の必要とする措置を適切に遂行できること【20%】
 - ④ 地元企業であること【10%】（複数の事業者等により構成される共同体の場合は地元企業の割合に応じて評価する）
- (5) 契約に当たっては、業務委託予定者との協議により、契約内容や支払い方法等について決定する。なお、協議が整わない場合は、順位点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する可能性がある。
- (6) 提案事業者が1社であった場合には、各選定委員の採点の合計点が6割以上であれば業務委託予定者とする。
- (7) 選考結果については、採否の如何を問わず応募を行った提案事業者に連絡を行う。

12. その他

- (1) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず、返却しない。なお、提出書類や選定結果（不採用となった企業等の名称・審査結果を含む）は神戸市情報公開条例に基づき情報公開の対象となることを了承のうえ提出すること。
- (2) 提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となるため、実現が確約されることを表明すること。採用決定後であっても、契約段階において表明した内容に大幅な変更がある場合には、次点の提案者と契約を締結する場合がある。また、提案書に虚偽の記載をしたものは、当該業務の提案書を無効とする。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、提出者に無断で使用することはない。
- (5) 本件に関する問い合わせは、下記13で受け付ける。
- (6) 本委託契約は 令和6年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行う。予算が成立しない場合には、この募集に基づく契約締結をしないことがある。
- (7) 審査結果について、各提案者の順位と点数を神戸市ホームページにて公表する。

13. 問い合わせ・提案書送付先

住所 〒651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8F

神戸市経済観光局 新産業創造課 担当：織田、角

電話 078-984-0293

電子メールアドレス shinsangyosozo@office.city.kobe.lg.jp

(以上)